

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

一般社団法人ウェルビーイング政策研究所(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 谷 隼太

法人番号

8030005021436

申請団体の住所

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2-142番地4フィオーレ
I103号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し

ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2 .本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

行政主体から住民主体のまちづくり支援事業

複数選択

草の根活動支援事業

地域

関東

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	行政主体から住民主体のまちづくり支援事業			
	事業名（副）	住民の多様性を重視し、住民の為の活動支援			
	団体名	一般社団法人ウェルビーイング政策研究所	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-2地域ブロック			
事業の種類3		関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京、山梨）			
事業の種類4		①-2地域ブロック			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	☐	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	☐	④ 働くことが困難な人への支援
	☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐	⑥女性の経済的自立への支援
	☐	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題		

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	少子高齢化・都市化・経済的要因により人口が減少している中で、2021年より政府の骨太方針にウェルビーイングが組み込まれ、幸福度指標として自治体運営に活用されている。しかし、全国の自治体でウェルビーイングなまちづくりの成功事例はない。また、行政による住民主体の取組を促す施策が実施されているが、実際には住民主体ではなく行政主体である。民間企業・団体と連携し、住民の自発的な活動に対し包括的で持続的な支援を行うことで、住民の主体性を尊重し地域全体の発展に寄与する活動を支援する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	197/200字
2021年の骨太方針に「政府の各種の基本計画等について、Well-beingに関するKPIを設定する」という文言が入ってから32以上の官公庁の基本計画にWell-beingに関するKPIが設定された。トッダウンで進むWell-beingな公共政策やまちづくりにおいて成功事例がないため、地域から成功事例をつくる事を目的に横瀬町を舞台として、各々が考える幸せな事業を実施・実装活動を行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	192/200字
当団体は、1人ひとりが自分らしい幸せを実現できる「カラフルタウン」を目指す埼玉県横瀬町にて、横瀬町民・企業・関係人口など、横瀬町に関わる人々の「ウェルビーイング」の実現に向けて活動を行なっている。一人ひとりのやりたいことを話し合い、住民同士の対話の場を創出する「しあわせ未来会議」の他、一人ひとりの想いをカタチにし、プロジェクトの実施をサポートする「しあつく基金」の活動を行っている。	

II.事業概要

国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
対象地域	秩父地域（横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村など）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
	(人数)	・秩父地域住民 約100,000人 ・秩父地域 NPO・団体 40団体 (https://www.pref.saitama.lg.jp/b0112/chichibunpoitiran.html) ・秩父地域企業 942事業所 ※商業のみ (chromeextension://efaidnbmnnnibpcjpcglclefindmkaj/https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27800/r5_2sangyo_.pdf)	
	(人数)	【中間受益者】 ・秩父地域住民 約100,000人 ・秩父地域 NPO・団体 40団体 ・秩父地域企業 942事業所 【最終受益者】 ・今後秩父地域に移住する住民 ・モデルケース創出後の他の自治体 40 ※関東圏自治体の内、人口7万人～10万人の自治体をピックアップ	

題となっている現代で、身体的・精神的健康の向上、コミュニティ創出による社会的孤独の解消に対して玉県横瀬町にて「ウェルビーイング」を指針として活動を行っており、住民主体で実施するプロジェクトに県の秩父地域に広げ、住民が身体的・精神的に健康な状態になるために、「社会・地域に必要な活動」に対して、（秩父市、東秩父村）にてプロジェクトを実行している、これから実行する個人・任意団体・NPO等の団体・企業・団体

持続的に活動を行うことができる。

知識・活動場所の提供、広報・マーケティング支援を行う。

施している団体はいない。

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	999/1000字
少子高齢化・都市化・経済的要因により、2004年の12,693万人をピークに急激な人口減少に陥っている。また、政府は高齢者の割合が2030年には32%になると予測しており、日本全体の課題として労働人口の減少・社会保障費の負担増が挙げられる。少子高齢化の根本的な解決である出生率の向上は市町村単位では実現が難しい為、住民が身体的・精神的に健康でいられる為の人口減少禍におけるまちづくりこそ真の社会課題であるとする。 人口減少禍におけるまちづくりの主な課題として、経済活動の停滞・インフラ整備・地域コミュニティの維持と活性化などが挙げられるが、これらの社会課題に対し、行政主体・住民主体で解決に取り組むべき課題を整理し、行政だけではなく住民も主体となって課題解決に取り組む必要がある。住民が取り組む課題として「地域コミュニティの維持と活性化」に焦点をあて、住民同士の対話の場を創出し、地域住民主体の地域活性化を実施する。 【社会課題の妥当性】 ①問題の実態 地域コミュニティの問題の実態は都市部と過疎地で異なるが、秩父地域での課題は過疎地に該当する。都市部と比較して地縁的な繋がりは強いものの、地域経済の縮小・人口減少・高齢化によりコミュニティの維持が困難となっている。町内会・自治会等の地縁団体に加入していても実際には活動に参加しない住民が多い。また、町内会などの古くからある地域コミュニティは行政も支援してきており、住民への情報提供・国民年金徴収などの機能も委ねてきた。しかし、一部の住民からは反発の声もあり持続していない。以上の要因から過疎地域でのコミュニティ維持・創出が難しくなっている。 (引用：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/community/pdf/070207_1_sa.pdf) ②解決の可能性 過疎地域でのコミュニティが難しい一方で、都市部においては好きなスポーツ・趣味など特定の目的を共有するコミュニティ創出はしやすい。しかし、同じ想いを持っている方でも発表・実行の場がなければ形にならない。コミュニティを支える組織・団体が必要である。当団体において、住民の取組を支援するプロジェクトを実施しており、2023年度は4件、2024年度は4件の支援を実施しており、同じ目的をもったコミュニティの創出について成功事例がある。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	154/200字
埼玉県横瀬町では、人口減少抑制・戦略人口を保つ為の施策として、移住体験施設の設立、企業家誘致、官民連携プラットフォーム「よこらぼ」（横瀬町行うプロジェクトを自治体が支援する取組み）等の取組を実施している。しかし、これらは行政主導で実施されている施策であり、住民がよく理解しておらず置いてけぼりの状況である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
当団体では、「しあわせ未来会議」「しあつく基金」等の取組を実施している。「しあわせ未来会議」ではワークショップや講演会を実施し、住民の想いや実施したいプロジェクトの発表の場として開催し、ウェルビーイングに対する関心を高めている。「しあつく基金」では、積極的に住民のプロジェクトを支援する取組がなかったため、当団体が主体となり、実行団体へ支援を行い、住民が自身で地域課題解決を行う取組を実施している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	167/200字
(1) にて先述した社会課題に対し、住民が解決意識をもって取り組み、持続的に継続していく為に住民に近い存在である民間団体・企業が支援することに大きな意義がある。当団体が横瀬町で実施していた活動の芽が出てきたため更に活動範囲を秩父地域に拡大し、支援範囲の拡大・支援の質を向上していくことで、住民主体の社会課題解決に寄与することができる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後5年後に埼玉県秩父地域において、秩父地域を拠点に活動している個人・団体・NPO等の団体・企業が主体となってプロジェクトを実施することにより、参加する住民の意識が社会課題解決に関心を寄せ、住民主体となって社会課題解決に取り組むことができる地域とモデルケースを目指す。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
秩父地域において、住民・住民団体等の任意団体が資金支援によって実施するプロジェクト活動により、コミュニティ全体の結束力が増し、地域の誇りや帰属感が向上した状態になる。		【定量的指数】 ①参加人数 【定性的指数】 ②プロジェクト参加者の満足度 実施後のアンケート調査による参加者満足度調査		①参加率 当団体既存のプロジェクトにおける参加人数 200人 ※現状は横瀬町エリアのみで、当団体実施プロジェクトを参照。 ②プロジェクト参加者の満足度 住民に対して調査が必要。			【定量的指数】 2,000人 【定性的指数】 プロジェクトに参加したことで住民が得られる満足度。
秩父地域において、NPO等の非営利団体が資金支援によって実施するプロジェクト活動により、プロジェクトに参加した住民のコミュニティ強化		【定量的指数】 ①地域内のコミュニティ参加率 (地域コミュニティ参加者数/地域人口)*100 【定性的指数】 ②自発的な参加意欲の向上 実施後のアンケート調査にて、自発的に参加したか誰かに誘われて参加したかを調査		①地域内コミュニティ参加率 ※調査実施予定。 ②自発的な参加意欲の向上 ※調査実施予定。			【定量的指数】 参加率15% ※厚生労働省調査「社会活動に参加している20才以上の割合」より参照し策定。 【定性的指数】 アンケート調査の自発的参加の増加。
秩父地域の企業が、資金支援によって実施するプロジェクト活動により、地域企業の活動が活発になり、地域住民の為の新たなサービスが提供される。		【定量的指数】 ①関係企業における新商品・新規プロジェクトの増加 【定性的指数】 ②企業の新たなサービスを受けることで、住民の生活の質が向上		①現時点では企業への支援実績がない為、支援企業としての実績としては0件。 ②現時点では企業への支援実績がない。			【定量的指数】 3件（支援企業が新たなサービスを提供） 【定性的指数】 地域内消費活動の増加
秩父地域において、住民・住民団体等の任意団体が資金支援によって実施するプロジェクト活動により、地域の子供たちの教育や文化の促進が図られた状態になる。		【定量的指数】 ①子供の地域イベントの参加人数 【定性的指数】 ②子供たちが地域の活動に興味を持ち、携わる機会が増える		①子供の参加人数300人 ※現状は横瀬町エリアのみで、当団体実施プロジェクトを参照。 ②地域イベントについて参加意欲 ※調査実施予定			【定量的指数】 子供の参加人数1,000人 【定性的指数】 子供の地域イベントへの参加意欲向上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
住民・住民団体を組織化へサポートにより、持続的に活		【定量的指数】		①2件（2023年度実績）			【定量的指数】

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【想定する実施団体】 企業 【対象者】 秩父地域住民 【実施内容】 秩父地域の特産品を活かしたマルシェ 【短期アウトカム】 地域特産品の活用により、仕入先・農家などの関係企業との連携を図ることができる。また、地域特産品・地域資源を使用した新商品・新サービスの提供に繋がる。	第1期～第3期：9月～11月の秋頃を想定	132/200字
【想定する実施団体】 企業・NPO 【対象者】 秩父地域住民（特に親子） 【実施内容】 親子で参加できるコミュニティキッチン 【短期アウトカム】 学区の違う親・子供同士の交流を図ることができ、地域コミュニティ参加率・子供の地域イベント参加人数増加に繋がる。	第1期～第3期：6月～8月の夏頃を想定	124/200字
【想定する実施団体】 企業・NPO・住民団体 【対象者】 秩父地域の共働き世帯 【実施内容】 共働き世帯、片親の子供を支援する子供食堂 【短期アウトカム】 同地区の子供達の学校外での交流により、スポーツ・趣味などの共通のコミュニティの創出を図ることができる。	第1期～第3期：実行団体への資金的支援が完了後、通年を想定	125/200字
【想定する実施団体】 住民団体 【対象者】 地域住民 【実施内容】 秩父地域の伝統文化の伝承 【短期アウトカム】 地域の伝統文化に関するコミュニティの維持と新たなコミュニティの創出に繋がり、住民の地域への帰属感に繋がる。	第1期～第3期：地域ごとの開催時期に合わせ、年度ごとに開催を想定	106/200字
【想定する実施団体】 住民団体・NPO 【対象者】 地域住民 【実施内容】 子供の学び場・居場所づくりイベントの定期開催 【短期アウトカム】 子供が自分の考えを自己表現できるようになる。地元を出ていった高校生・大学生がボランティアで参加し、子供が地元集い、地域への帰属感に繋がる。	第1期～第3期：実行団体への資金的支援が完了後、通年を想定	137/200字
【想定する実施団体】 住民団体・NPO 【対象者】 地域住民 【実施内容】 子育てに関するセミナーやイベントの定期開催 【短期アウトカム】 子育てに関する様々な支援や教育について親御さんが勉強できる。子育ての負担軽減。	第1期～第3期：実行団体への資金的支援が完了後、通年を想定	105/200字
【想定する実施団体】 住民団体・NPO 【対象者】 地域住民 【実施内容】 オカネイラズ秩父（不要なものを無料であげたりもらったりするFBグループとリアルイベントのコミュニティ） 【短期アウトカム】 粗大ゴミを中心にゴミが減って環境にやさしい。不要な物をあげたりもらったりする事で新たなコミュニティが生まれる	第1期～第3期：実行団体への資金的支援が完了後、通年を想定	150/200字
【想定する実施団体】 住民団体・NPO 【対象者】 地域住民 【実施内容】 ゴミ拾いながら登山するコミュニティ 【短期アウトカム】 山にポイ捨てされたゴミが減る、参加者の環境問題に関してのリテラシー向上	第1期～第3期：5月～10月を想定	97/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【実施内容】プロジェクト実施における目標設定のサポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクト実施にあたり、解決したい社会課題をヒアリングし、プロジェクトの目標設定を支援する。	1期目： 第1回公募：2025年5月、第2回公募：2025年10月 2期目： 第1回公募：2026年5月、第2回公募：2026年10月 3期目： 第1回公募：2027年5月、第2回公募：2027年10月	96/200字
【実施内容】プロジェクト計画の策定のサポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクトにおける、スコープ・活動内容・スケジュール・予算など事業計画策定の支援を実施する。	1期目： 第1回公募：2025年5月、第2回公募：2025年10月 2期目： 第1回公募：2026年5月、第2回公募：2026年10月 3期目： 第1回公募：2027年5月、第2回公募：2027年10月 ※プロジェクトにおける目標設定と同じタイミングで実施する。	91/200字
【実施内容】資金調達計画のサポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 資金支援で不足している分の資金調達を、埼玉県・市町村の助成金・補助金を活用できるよう申請支援を実施する。	1期目： 第1回公募：2025年6月、第2回公募：2025年11月 2期目： 第1回公募：2026年6月、第2回公募：2026年11月 3期目： 第1回公募：2027年6月、第2回公募：2027年11月	91/200字
【実施内容】人的リソースの確保のサポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 事前準備・当日運営に必要な人員の確保。当団体のスタッフによる人的支援を実施する。	1期目： 第1回公募：2025年7月～9月、第2回公募：2025年11月～2026年3月 2期目： 第1回公募：2026年7月～9月、第2回公募：2026年11月～2027年3月 3期目： 第1回公募：2027年7月～9月、第2回公募：2027年11月～2028年2月	82/200字
【実施内容】活動場所確保のサポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 会議・プロジェクトの実行に必要な施設の確保や、プロジェクト計画・成果の発表の場の当団体の事業にて実施する。	1期目： 第1回公募：2025年7月～9月、第2回公募：2025年11月～2026年3月 2期目： 第1回公募：2026年7月～9月、第2回公募：2026年11月～2027年3月 3期目： 第1回公募：2027年7月～9月、第2回公募：2027年11月～2028年2月	92/200字
【実施内容】プロジェクト広報 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクトの広報活動を、イベントの告知を当団体HP・Facebookにて掲載する。また、プロジェクト実施のレポートをnoteにまとめて掲載する。	プロジェクトによって開催時期が異なると想定するので、プロジェクトごとに実施予定。	109/200字
【実施内容】進捗のモニタリングとフォロー・サポート 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクトの準備における進捗を確認し、実施内容に対し必要なことに対してサポートする。	1期目： 第1回公募：2025年7月～9月、第2回公募：2025年11月～2026年3月 2期目： 第1回公募：2026年7月～9月、第2回公募：2026年11月～2027年3月 3期目： 第1回公募：2027年7月～9月、第2回公募：2027年11月～2028年2月 ※プロジェクト開催日の1ヶ月前を想定している。	90/200字
【実施内容】プロジェクト当日の運営支援 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクト実施当日の、運営・人的支援。	プロジェクトによって開催時期が異なると想定するので、プロジェクトごとに実施予定。	61/200字
【実施内容】プロジェクトの成果の評価 【対象団体】住民・住民団体・NPO・企業 プロジェクト終了後に、当団体主催でプロジェクト実施団体の成果発表会を実施する。	1期目： 第1回公募：2025年10月、第2回公募：2026年3月 2期目： 第1回公募：2026年10月、第2回公募：2027年3月 3期目： 第1回公募：2027年10月、第2回公募：2028年2月	79/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	【実施内容】秩父地域へ当団体の公式HP及びSNSを利用した広報活動を実施する。 【ターゲット】秩父地域住民、企業・団体 【手段】①プロジェクトの広報 ②住民がSNSで参加できるプロジェクト実施 ③プロジェクト実施後のアンケート 【効果】プロジェクト実施に対する広報活動は、住民への周知と参加促進に繋がる。実施後のアンケート調査については、参加住民からの意見吸い上げにより、次に活かすことができる。	200/200字
------	---	----------

連携・対話戦略	連携すべきステークホルダーとしては主に以下3つ、 ①住民・住民団体②地域企業・団体③行政 ①について、各地区における責任者・コミュニティ協議会など対話の場を設け、住民の困りごとやニーズをヒアリングする。 ②について、プロジェクトにおける連携の際に、利害関係の一致を図り参画してもらうことで企業に利益が生じる仕組みを構築する。 ③について、①・②との対話の結果を行政に報告し、意見を吸収してもらう。	199/200字
---------	---	----------

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	補助事業終了後も社会課題解決に資する活動を行う団体を持続的に伴走支援するために、当団体の財政基盤を強化するため以下の取組を実施する。 ①ファンドを設立 実行団体の支援をより向上するために、支援ファンドを設立する。プロジェクトに利用できる資金提供・より集客と参加者に対して効果を見込むための支援・収益化に伴う税務上の支援を実施し、実行団体が持続的に実施できる体制を強化する。 ②企業版ふるさと納税の強化 現在、当団体はみんなでつくる日本一幸せな町横瀬協議会の事務局委託を受けている。その活動の財源が、横瀬町の企業版ふるさと納税になるが、今後企業版ふるさと納税を多く集めることができれば当団体の財政基盤も強化されるため、秩父地域・都市部への営業活動を強化し、財政基盤強化を図る。 以上の活動から、横瀬町を中心とした秩父地域の取り組みがモデルケースとなって、ほかの地域に進んでいく。	391/400字
実行団体	補助事業終了後、実行団体のプロジェクトが持続的にかつ社会課題解決に資した取り組みを実施できるように以下の伴走支援を実施していく。 ①収益モデル化の実現支援 補助事業終了後も実行団体が持続的にプロジェクトを実施するために、収益をあげる為の支援を提供すると同時に、収益化モデルの最適化を支援する。具体的には、国・県・市町村や民間団体の助成金支援による資金確保の為の支援を実施する。また、プロジェクトの質を向上するための伴走支援を行い、参加費を頂戴しながらプロジェクトを実施できるような支援を実施。 ②事業計画策定・チームビルディング支援 本事業終了後も実行団体が持続的に社会課題解決に向けた取り組みを実施していけるように、事業計画策定支援・チームビルディングの協力を実施する。 具体的には、当団体所属の外部講師による講演会及び事業の効果を数値化し、事業終了後には実行団体同士での意見交換会を設ける。	398/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	785/800字
■2023年度の助成実績・2024年度の助成予定 団体数：8団体 資金支援：120万円（2023年度実績、2024年度予定金額を含む） ①ドローン花火でつくる新しいお祭り（金額：40万円、延べ参加者：150人） 概 要：複数のドローンを使用して、夜空に花火のような模様を作り出すドローンを使ったアート。 期 間：2023年11月～2024年11月まで 期間中ワークショップ・ドローン実演会 各2回開催 支援内容：広報支援（イベント告知）、イベント当日の運営支援 ②“深める×創る”自分を見つめるアートワークショップ（金額：20万円、延べ参加者：40人） 概 要：アートを通じて心を落ち着けて内省・内観をするワークショップを開催。 期 間：2023年11月～2024年3月まで 期間中3回実施 支援内容：広報支援（イベント告知）、イベント当日の運営支援 ③ナゼラボキッチン（金額：40万円、延べ参加者：200人）※予定 概 要：「みんなでつくる」「みんなで食べる」を通して、地域の子供・大人が繋がることができるコミュニティキッチン。 期 間：2024年度実行 計12回開催予定 支援内容：広報支援（イベント告知、イベントの様子をFacebookにアップ、イベントレポートを当団体noteに掲載）、当日の運営支援、資金助成 ※予定 ④yokoze oh!世っ会（金額：20万円、延べ参加者：200人）※予定 概 要：「良いおせっかい」を焼く横瀬町の住民団体。子供の居場所・学びの場作りを目的に、子供たちを対象とした勉強会・料理教室などを開催。 期 間：2024年度実行 計12回開催予定 支援内容：広報支援（イベント告知、イベントの様子をFacebookにアップ、イベントレポートを当団体noteに掲載）、ボランティア募集、当日の運営支援、資金助成 ※予定	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	797/800字
【調査研究】 ①住民1,000人を対象に幸福度調査のアンケート設計と実施 当団体は横瀬町と連携し、横瀬町の18才以上の住民1,000人を対象にウェルビーイング実感に関する意識調査アンケートを設計・実施した。アンケート内容として、住民の属性・行政の施策への意見・日々の生活における幸せと感じる瞬間など約100の項目についてお答えいただいた。アンケート結果を当団体の活動に活かす他に、住民が幸せに感じるまちづくりに活用している。 ②第6次横瀬町総合振興計画（後期基本計画）の幸福度指標の査定 横瀬町は「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を目指す為に、2020年3月に「第6次横瀬町総合振興計画(前期基本計画)」を策定し、多様性を尊重した「カラフルタウン」の実現に向けて、「ウェルビーイング」を推進しつつ各種施策に取り組んでいる。その計画の7つの柱として掲げられている指標を行政と連携し策定した。 ③書籍の出版 有識者達がそれぞれの立場から、政策提言、町づくり、人づくりに生かせる情報や考え方が論述された書籍を出版した。 【連携・マッチング】 行政：横瀬町の各地区において、「住民の声を聴く会」の実施など住民の声を聞く機会を創出し協働している。 企業：横瀬町の企業に対し、プロジェクトの助成・伴走支援を実施し、企画立案～当日の運営まで支援している。 住民・住民団体：横瀬町の住民・住民団体に対し、プロジェクトの助成・伴走支援を実施し、企画立案～当日の運営まで支援している。 【伴走支援の実績】 連携・マッチングした企業や団体に対して、以下の伴走支援を実施した。 ・ 広報支援 ・ 補助金、融資の申請支援 ・ 企画立案、当日の運営支援 【事業事例】 ・ 絵本を広めたい➡絵本の読み聞かせワークショップ 等 意見からのプロジェクト化 ・ 当団体主催「幸せ未来会議」でいただいた意見をヒアリングしながら企画化	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	年間15件 3年間で45件	
(2)実行団体のイメージ	【活動拠点】埼玉県秩父地域（横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町）で活動している団体 【活動形態】個人、任意団体、NPO等の非営利団体、企業 【活動目的】地域・社会に必要なと思うモノや事柄でワクワクするようなアイデアを形にし、住民参加型の住民が幸せになるプロジェクトを企画する団体。 【応募資格】秩父地域での活動であること。当団体主催の「幸せ未来会議」において、事業内容を発表すること。	196/200字
(3)1実行団体当り助成金額	最大100万円 年度で上限1回まで	17/200字
(4)案件発掘の工夫	住民の「困りごと」「楽しいこと」からプロジェクトを発掘するために、当団体主催の「幸せ未来会議」にてワークショップと講演会を開催し、住民の興味のある事柄を発掘する。その後住民同士の対話の場を設け、実施したいプロジェクトについて話をしていただき、プロジェクト実施を支援する。また、当団体の地域コーディネーターによる現地訪問等による伴走型支援により案件を発掘していく。	181/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事務局：（一社）ウェルビーイング政策研究所【統括1名、コーディネーター1名、運営管理1名】 実行団体への連絡、実行団体公募資料作成、運営・会計。 実行団体選定委員会：外部講師、横瀬町職員、秩父市役所職員、秩父商工会議所、秩父おもてなし観光大使 実行団体選定にあたり第三者委員会を設立し、ウェルビーイングの立役者である〇〇氏を始めとして、各市町村、商工会議所、その他団体に依頼し選定する。					193/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)
			既存PO人数	2		名
						①谷 隼太（兼務想定：本事業70%、別事業30%） ②〇〇〇〇 兼務想定：本事業80%、別事業20%）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	不正行為の管理：全ての業務を法律・規制に則り実施し、監査にあたっては第三者委員会を設ける。実行団体選定にあたり、反社会組織でないことの誓約書を交わす。 利益相反の管理：当団体・審査員と利益相反にならない為に、プロジェクト採択にあたり明確な採点基準とマニュアルを設け、実行団体に向けて公表する。 コンプライアンスについて：データ・個人情報を適切に管理し、業務にあたる従業員の教育を徹底する。					194/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2025/04/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	行政主体から町民主体のまちづくり支援事業	
	団体名	一般社団法人ウェルビーイング政策研究所	

	助成金
事業費	52,684,500
実行団体への助成	45,000,000
管理的経費	7,684,500
プログラムオフィサー関連経費	14,925,000
評価関連経費	270,000
資金分配団体用	270,000
実行団体用	0
合計	67,879,500

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	17,561,500	17,561,500	17,561,500	52,684,500
実行団体への助成	0	15,000,000	15,000,000	15,000,000	45,000,000
—					
管理的経費	0	2,561,500	2,561,500	2,561,500	7,684,500

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	4,975,000	4,975,000	4,975,000	14,925,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,960,000	4,960,000	4,960,000	14,880,000
その他経費	0	15,000	15,000	15,000	45,000

3. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	90,000	90,000	90,000	270,000
資金分配団体用	0	90,000	90,000	90,000	270,000
実行団体用					0

4. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	22,626,500	22,626,500	22,626,500	67,879,500

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	37,000,000	58.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

安全管理・危機管理（理事会）

- ①安全上のリスク管理と監督
- ②危機管理マニュアルの原案作成・協議・修正



協議・決定

代表者

- ・組織における安全上のリスク管理と最終責任者
- ・安全管理に必要な情報収集
- ・団体メンバーの安全確保

氏名：谷 隼太 緊急連絡先：



指示



プログラム・地域管理責任者

- ・管理するプログラム・地域における安全上のリスク管理の責任者
- ・地域において組織の安全上のリスク管理及び安全方針の順守を徹底すべくサポートする
- ・安全管理・危機管理責任者との連携

氏名



情報共有・連携



安全管理・危機管理責任者

- ・安全管理における要件の策定、組織の安全管理手続きの見直し
- ・異常事態発生を事前に予防する管理策の策定
- ・異常事態発生直後の行動管理、情報提供
- ・異常事態発生時に全職員に対しての情報提供
- ・プログラム実施・管理責任者との連携

氏名：※1名採用予定



指示



全職員

- ・策定された危機管理マニュアルに則り、安全管理計画・手順・責任者からの指示を順守する。
- ・自らの身を守る為に、地域における安全事情・状況を理解し、自ら律して行動をする。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人ウェルビーイング政策研究所	
郵便番号		368-0072	
都道府県		埼玉県	
市区町村		秩父郡横瀬町大字横瀬	
番地等		2 1 4 2 番地 4 フィオーレ I 1 0 3 号室	
電話番号		080-4150-1283	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://shiatsuku.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2023/10/05	
法人格取得年月日		2023/10/05	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タニ ハヤタ
	氏名	谷 隼太
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2件
申請前年度の助成総額 [円]	600,000円
助成した事業の実績内容	①ドローン花火でつくる新しいお祭り（金額：40万円、延べ参加者：150人） ②”深める×創る”自分を見つめるアートワークショップ（金額：20万円、延べ参加者：40人）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のつぎ番号1より入刀してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

〔各欄の入力方法と注意点〕

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	行政主体から町民主体のまちづくり支援事業
団体名：	一般社団法人ウェルビーイング政策研究所
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考になしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	記入完了	記入完了
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第12条(開催)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条(招集)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第11条(権限)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第13条(招集)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第11条(権限)
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第16条(決議)
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第18条(役員)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第18条(役員)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第27条(招集)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条(構成)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第27条(招集)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第27条(招集)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条(権限)
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条(決議)
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事の職務権限				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)ー1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)ー2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人ウェルビーイング政策研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ウェルビーイング政策研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県秩父郡横瀬町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、公共政策やまちづくりを通して、より多くの人をより幸せにするための活動を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 事務局運営に関する業務
2. 地域まちづくりの振興に関する事業
3. 公共政策の調査・研究に関する事業
4. 書籍の出版及び販売事業
5. 各種勉強会・イベントの開催
6. 企業版ふるさと納税の営業代行事業
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事は、再任を妨げない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

- 第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

- 第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第25条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第27条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 代表理事は、前項の事業計画及び収支予算を定時社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年6月30日までとする。

(設立時役員等)

第36条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 谷 隼太、上田 嘉通、中山 弘、瀬川 裕美

設立時代表理事

谷 隼太

設立時監事 高原 幸乃

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 谷 隼太

設立時社員 谷 恵美

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ウェルビーイング政策研究所の設立に際し、設立時社員谷隼太及び谷恵美の定款作成代理人である行政書士金澤淳平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年7月18日

設立時社員 谷 隼太

設立時社員 谷 恵美

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士



履歴事項全部証明書

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2142番地4フィオーレ1103号室
一般社団法人ウェルビーイング政策研究所

会社法人等番号	0300-05-021436
名 称	一般社団法人ウェルビーイング政策研究所
主たる事務所	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2142番地4フィオーレ1103号室
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	令和5年10月5日
目的等	目的 当法人は、公共政策やまちづくりを通して、より多くの人をより幸せにするための活動を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。 1. 事務局運営に関する業務 2. 地域まちづくりの振興に関する事業 3. 公共政策の調査・研究に関する事業 4. 書籍の出版及び販売事業 5. 各種勉強会・イベントの開催 6. 企業版ふるさと納税の営業代行事業 7. 前各号に附帯関連する一切の事業
役員に関する事項	代表理事 谷 隼 太
	理事 谷 隼 太
	理事 上 田 嘉 通
	理事 中 山 弘
	理事 瀬 川 裕 美
	監事 高 原 幸 乃
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2142番地4フィオーレ1103号室
一般社団法人ウェルビーイング政策研究所

監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立

令和 5年10月 5日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(さいたま地方法務局管轄)

令和 6年 7月18日

東京法務局豊島出張所
登記官

鹿 田 和 輝

